

## 入間市職員の自己啓発等休業に関する条例の要旨（議案第70号）

### 1 要旨

地方公務員法第26条の5の規定に基づく自己啓発等休業の制度を導入するにあたり、必要な事項を定めるため、条例を制定するもの。

自己啓発等休業は、大学等における修学や国際貢献活動を希望する常勤の職員に対し、職員としての身分を保有したまま職務に従事しないことを認める休業制度であり、休業の成果が、職員の能力向上や組織の活性化等により、公務に還元されることを目的としている。当該休業の期間中は、給与を支給しない。

### 2 内容

#### (1) 入間市職員の自己啓発等休業に関する条例

自己啓発等休業制度の施行に必要な、休業の事由、申請及び承認、期間等を条例で定めるもの。主な内容は、次のとおり。

##### ◆趣旨（第1条）

地方公務員法の規定に基づき、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めるもの。

##### ◆自己啓発等休業の承認（第2条）

任命権者は、在職期間が2年以上の職員が申請した場合に、公務の運営に支障がなく、職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、勤務成績を考慮した上で自己啓発等休業を承認することができる。

##### ◆自己啓発等休業の期間（第3条）

自己啓発等休業の期間は、大学等の修業のための休業は2年（特に必要な場合は3年）、国際貢献活動のための休業は3年を超えない範囲内とする。

##### ◆自己啓発等休業の対象となる教育施設（第4条）

- (1) 大学、大学に置かれる専攻科及び大学院
- (2) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が（1）に相当する教育を行うと認めるもの
- (3) （1）、（2）に相当する外国の大学
- (4) 短期大学
- (5) 専修学校
- (6) その他、任命権者が職員の公務に関する能力の向上に資すると認める教育施設

##### ◆自己啓発等休業の対象となる外国における奉仕活動（第5条）

- (1) 独立行政法人国際協力機構が行う開発途上地域における奉仕活動（「青年海外協力隊」、「シニア海外協力隊」など）
- (2) その他の任命権者が適当と認める国際協力の促進に資する外国における奉仕活動

##### ◆その他（第6条～第11条）

自己啓発等休業の承認の申請、期間の延長、承認の取消事由、報告、職務復帰後における号給の調整及び委任にかかる事項を規定する。

(2) 入間市職員定数条例（附則）

入間市職員定数条例の定数外とすることができる職員に「自己啓発等休業をしている職員」を加える。

(3) 入間市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（附則）

入間市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例に、自己啓発等休業又は配偶者同行休業の承認を受けた職員には給与を支給しない規定を設ける。

3 施行日 公布の日